

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和4年5月19日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2100354 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2200004 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成 2 年 6 月 30 日から同年 11 月 1 日に訂正し、同年 6 月から同年 9 月までの標準報酬月額を 36 万円、同年 10 月の標準報酬月額を 38 万円とすることが必要である。

平成 2 年 6 月 30 日から同年 11 月 1 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 2 年 6 月 30 日から同年 11 月 1 日まで

A 社では平成 2 年 10 月末まで勤務しており、給与から厚生年金保険料も控除されていたので、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

雇用保険被保険者記録によると、請求者は、昭和 54 年 10 月 1 日から平成 2 年 10 月 31 日まで A 社において勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、A 社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（以下「全喪日」という。）は平成 2 年 11 月 1 日と記録されているところ、全喪日より後の平成 3 年 2 月 8 日に、請求者の厚生年金保険被保険者資格を平成 2 年 6 月 30 日に遡って喪失とする入力処理が行われており、これと併せて請求者の平成 2 年 10 月 1 日付けの定時決定の記録が取り消されていることが確認できる。

また、請求者と同様に A 社に係る雇用保険被保険者記録の離職年月日が平成 2 年 10 月 31 日とされている複数の者についても、前述の入力処理日と同日の平成 3 年 2 月 8 日に、厚生年金保険被保険者資格の喪失日を平成 2 年 6 月 30 日とする入力処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者について、平成 2 年 6 月 30 日付けで厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の入力処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、請求者の資格喪失年月日を同年 11 月 1 日とすることが妥当である。

また、平成 2 年 6 月から同年 10 月までの標準報酬月額については、A 社に係る請求者の厚生年金保険被保険者記録から、同年 6 月から同年 9 月までは 36 万円、同年 10 月は 38 万円とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2100367 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 2200001 号

第 1 結論

昭和 55 年*月*日から昭和 59 年 6 月 8 日までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 55 年*月*日から昭和 59 年 6 月 8 日まで

私は、20 歳になった大学生のときに母から、国民年金は払っているからと教えてもらった記憶がある。結婚するまで両親が私の国民年金保険料を支払ってくれていたと思うので、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間当時、国民年金の加入手続が行われた場合は、年金記録を管理するために国民年金の記号番号が払い出される場所、請求者が提出した年金手帳には「受付 62. 2. 4」と記載されていること及びオンライン記録で確認できる請求者の国民年金被保険者資格取得の入力処理年月日が昭和 62 年 2 月 21 日であることから、請求者の国民年金の記号番号「*」は昭和 62 年 2 月に払い出されたことが推認できる。そのため、請求者の主張どおり、20 歳から国民年金保険料を納付するためには、請求者に対し、別の記号番号の払い出しが必要であるところ、国民年金手帳記号番号払出簿、社会保険オンラインシステムによる氏名検索等から、請求者に前述の記号番号以外に国民年金の記号番号を払い出した形跡はなく、請求期間において、請求者は、国民年金に未加入であり、請求者の両親は、請求期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、請求者の請求期間における住所地であったとする A 市及び請求者が昭和 59 年 5 月に同市から住所を移したとする B 市は、請求者の国民年金に関する資料の保管はない旨回答している。

さらに、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとされる請求者の父親は既に亡くなっており、母親も当時のことを覚えていないとのことから、請求期間当時の具体的な保険料の納付状況等は不明である。

このほか、請求者及び請求者の両親が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。